

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	伊藤定廣	
出席	委員	青木茂	
出席	委員	吉川広	
出席	委員	高木俊彦	
出席	委員	堀田秀志	
欠席	委員	服部一美	
出席	委員	福田和雄	
出席	委員	石原温	
出席	委員	山岡幹雄	
欠席	委員	堀田喜代春	
出席	委員	橋本三博	
出席	委員	大野泰弘	
出席	委員	加藤和子	
出席	委員	鈴木義英	
出席	委員	芳川照明	
出席	委員	飯田英雄	
出席	委員	濱田恒雄	
出席	委員	松永富士男	
出席	委員	山田宗一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 任（事務担当）	石 垣 至 朗

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成25年2月20日(水) 午前9時00分から午前9時49分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(35人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(2人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第35号 買受適格証明願</p> <p>日程第 6 決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 9 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第10 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第11 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第12 報 告 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況について</p> <p>日程第13 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員(3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、平成25年2月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 それでは、議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>

会長さん宜しくお願いします。

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中35名の出席をいただいておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号3番 水谷 敏信 委員

議席番号4番 渥美 誠 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請	11件
議案第33号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請	4件
議案第35号	買受適格証明願	1件
決定第12号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	48件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	14件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	3件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	14件
報告	農地改良届出書	3件
報告	愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況について	1件

それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請 11件について審議をお願いします。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から11番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

<p>会長</p>	<p>以上 11 件の申請地及び受人の耕作状況全てを事務局にて確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われま す。以上です。</p> <p>只今、事務局より議案第 32 号 1 番から 11 番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 11 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>つづきまして議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について審議をお願いします。 では事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 昨年、住宅が全焼し住宅を建替えるにあたり、南側既存進入路が不便のため、北側にある今回の申請地を利用し、出入口及び駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(2 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在、従業員 9 名を雇用し 10 丁部にてレンコンを作付けしており、自宅に隣接する申請地に倉庫及び資材置場、駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>以上 2 件につきましては農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われま す。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 33 号 2 件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言無し) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。 では事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)縦1,652mm 横994mmのパネル180枚を設置し、月平均4,036kwhの売電を行う計画で、年間200万円程度の売電収入が見込まれ資金、採算性はあると思われます。なお、パネル角度は30度。基礎は直径30cmの亜鉛メッキ鋼管を直接打ち込み、地表面は砂利敷、周囲は高さ1,500mmのアルミフェンスで囲う計画でございます。</p> <p>(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は両親と同居していますが、将来を考慮し、分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は妻・子供3人と借家に居住していますが、手狭な事により、分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(4番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)縦1,668mm 横1,000mmのパネル420枚を設置し、年間121,121kwhの売電を行う計画で、年間500万円程度の売電収入が見込まれ10年で事業費を回収できる計画でございます。なお、パネル角度は30度。基礎は長さ1,600mm 直径60.5mmのスクリー状鋼管を地面に打ち込む事となっており、地表面は砂利敷、周囲は高さ1,200mmのフェンスで囲う計画でございます。</p> <p>以上、太陽光発電設備2件を含む4件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。</p> <p>只今、事務局より議案第34号4件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
34番委員	<p>青地で太陽光発電の転用はダメか。耕作されていない土地を活用したいパターンもあるが。</p>
事務局	<p>農振除外要件によるが代替性の面で白地を優先し、できるだけ白地を候補地にさせていただきたい。青地は基本不可と思っています。1番の案件については白地で数年前から雑草が生い茂り、利用状況調査でも通知をしていた。耕作されていない土地といえど青地は難しいです。</p>

<p>会長</p>	<p>他によろしいでしょうか。 （発言無し）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第34号 農地法第5条の規定による許可4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第35号 買受適格証明願1件について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考、受人経営面積を朗読）</p> <p>申請地は津島税務署の公売案件でございます。買受適格証明書の交付を受けるための買受適格証明願は当該許可または届出の手続きに準じて行うこととされており、今回の出願者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為適格証明ができると思われます。</p> <p>尚、事務の効率化を図るため、出願者が買受及び落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第35号 買受適格証明願の説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第35号 買受適格証明願 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 全員賛成と言うことで、当委員会において証明する事に決定いたします。 また、3条申請が提出された時は、速やかに許可処理する事とさせていただきますので宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に</p>

事務局	<p>よる当員会の決定についての説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》件数が多いため、決定第12号につきましては、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から48番、全体筆数は176筆、面積は167,369㎡でございます。円滑化団体を通じて利用権設定された筆数は68筆、62,441㎡でございます。円滑化団体以外の受人は1筆、1,000㎡。26筆、29,144㎡。2筆、2,908㎡。5筆、6,085㎡。6筆、3,350㎡。2筆、3,031㎡。1筆、775㎡。5筆、4,024㎡。1筆、1,382㎡。1筆、1,633㎡。13筆、19,444㎡。33筆、17,549㎡。8筆、12,618㎡。4筆、1,985㎡で14方の内12名の方が認定農業者となっています。合計は108筆、104,928㎡となっています。内容につきましては、作物は水稲、レンコン、普通畑でございます。新規151件、再設定25件。契約期間は3年5年6年10年。権利内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては農業経営基盤法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p>
会長	<p>只今、事務局より簡略した内容ではございましたが、決定第12号について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p>
26番委員	<p>38番の土地について津島市のオペレーターが借り受けているが、津島のオペが借りることになった経緯は。</p>
事務局	<p>人・農地プランに位置づけられた受け手であり、円滑化団体と調整された結果だと思われます。</p>
会長	<p>他に宜しいでしょうか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告3件、報告3件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から14番の届出者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読)以上14件の届出がございました。

(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)以上1件の届出を受理させていただきました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)以上3件の届出を受理させていただきました。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から14番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)以上14件の解約の通知がございました。

(報告 農地改良届出書 1番から3番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読)以上3件の届出がございました。

(報告 愛西市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書届出状況 選挙区毎の届出者数、定数を朗読説明)以上のように取りまとめさせていただきました。今後の選挙人名簿調製などのスケジュールは表のとおりとなります。
以上でございます。

会長

只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました。これについて何かご質問ございますか。

事務局

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)
有り難うございました。賛成多数にて可決承認をさせていただきます。

これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時35分)

続きまして、その他に入らせていただきます。

<p>25番委員 会長</p>	<p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(立田地区)</p> <p>(25番委員より報告)</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今月の農地パトロールは八開地区を予定しておりますので、八開地区の委員の方は、八開庁舎 農業管理センター1階 土地利用調整室に2月25日(月)午後1時30分お集まり下さい。</p> <p>次回、定例農業委員会は3月21日(木)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>「定数・報酬検討委員会」より答申いただいた内容を1月24日会長及び副会長さんにて市長へ「意見書」という形で提出させていただきました事を報告させていただきます。</p> <p>1月に行いました親睦会の会計報告を渡辺より報告させていただきます。</p> <p>【概略の会計報告及び今後の支払・集金計画を報告】</p> <p>定例会終了後この場で「農業委員会だより編集委員会」を開催させていただきますので委員の方にはお忙しいとは思いますが宜しくお願いします。</p> <p>「利用状況調査」につきましては、現在、事務局にて現地を調査しております、次回の委員会にて報告させていただく予定でございます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>〔26番委員より再度、利用権議案について質問があり、農業経営基盤強化促進法による利用集積計画の受け手要件「法18条第3項」を事務局にて説明を行った。〕</p> <p>これをもちまして2月定例農業委員会を閉会いたします。</p>

閉 会（午前9時55分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成25年2月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 3番委員 水 谷 敏 信

議事録署名者

議席番号 4番委員 渥 美 誠